

令和2年11月16日

関係団体 各位

三幸株式会社 静岡支店
支店長 菊地 真理子

令和3年度静岡市体育施設優先使用申請書の提出について（通知）

このことについて、下記のとおり取り扱いますので、年次計画がある場合は、下記「1 提出物」の提出をお願いします。

なお、申請をしない場合もその旨の連絡をお願いします。

記

1 提出物

- (1) 静岡市スポーツ施設予約システム利用者登録申請書（様式第1号）
- (2) 団体登録名簿（様式第2号）
- (3) 静岡市体育施設優先使用申請書（様式1）
- (4) 日程表（様式2）

※【提出物】

「有度山総合公園運動施設・城北運動場・清水長崎新田スポーツ広場のご案内」からダウンロードしてください。

URL 「<http://sanko-shizuoka.jp/> 有度山総合公園運動施設等3施設」

2 提出方法

- (1) 静岡市スポーツ施設予約システム利用者登録申請書及び団体登録名簿
各団体1部を紙ベースで担当施設窓口へ持参又は郵送により提出してください。
- (2) 静岡市体育施設優先使用申請書及び日程表
データを担当施設へメールで送信するか、データを格納したCDを担当施設窓口へ持参又は郵送により提出してください。データをメールで送信する場合は、メールの題名を「令和3年度優先使用申請書の提出」としてください。また、メール送信後に担当施設へ電話連絡をお願いします。

【メール送信先】

- ①有度山総合公園運動施設：udoyama@sanko-shizuoka.jp
- ②清水長崎新田スポーツ広場：nagasaki@sanko-shizuoka.jp

【施設担当窓口及び郵送先】

- ①有度山総合公園運動施設
〒422-8021 静岡市駿河区小鹿 1883-4（窓口受付時間：9:00～17:00）
- ②清水長崎新田スポーツ広場
〒424-0064 静岡市清水区長崎新田 207（窓口受付時間：9:00～21:00）

3 提出期限

令和2年12月11日(金)当日消印有効(期限厳守)

※調整困難により、期限後の申請や変更は一切お受けしかねます。

4 対象施設

(1) 三幸(株)所管施設

| | |
|----------------------------------|---|
| 有度山総合公園運動施設 TEL 054-264-2722 | テニスコート(10面)、グラウンドゴルフ場、 ターゲットバードゴルフ場、多目的室 |
| 清水長崎新田スポーツ広場 TEL 054-344-3055 | 多目的グラウンド、テニスコート(3面)、 2階軽運動室、2階多目的室、3階体育室、3階軽運動室、 3階多目的室、3階和室1、3階和室2 |
| 城北運動場 TEL 054-248-9416 | テニスコート(6面)、運動広場、相撲場、多目的室 |

(2) 静岡市管理施設

静岡市が管理する下表の施設の優先使用については、直接、静岡市スポーツ振興課(054-221-1071)にお問い合わせの上、申請してください。

| | | |
|--------|---|--|
| テニスコート | 中島、桜が丘公園、横砂、富士川緑地公園、由比川河川敷 | |
| スポーツ広場 | 葵区・駿河区 | 山崎、田町緑地、田町安倍中、柳町、堤町、伝馬町新田、 狩野橋、東新田、松富 |
| | 清水区 | 草薙、桜が丘公園、三保貝島、宍原、富士川河川敷、 富士川緑地公園、由比川河川敷 |
| 体育館 | 三保、由比 | |
| その他 | 中島人工芝多目的スポーツグラウンド、蒲原西部コミュニティセンター、 蒲原東部コミュニティセンター | |

(3) その他の指定管理施設

その他の指定管理者が管理する下表の施設の優先使用については、直接、各指定管理者にお問い合わせの上、申請してください。

| 指定管理者 | 電話番号 | 施設名 |
|--|--|---|
| (公財)静岡市体育協会 | 054-654-5151 | 体育館(中央、南部、長田、東部、北部、 蒲原)、総合運動場(西ヶ谷、清水)、清水 清見湯公園 |
| トレセングループ管理運 営共同事業体 代表(公 財)静岡市まちづくり公 社 | 054-335-5111 ※庵原球場は 054-361-1189 | 日本平運動公園庭球場、蛇塚スポーツグラ ウンド、清水ナショナルトレーニングセン ター、庵原球場 |

5 対象となる行事

- (1) 静岡市全域又はこれに準ずる地域を対象とした行事で次のいずれかに該当するもの。
 - ア 静岡市、静岡市教育委員会又は(公財)静岡市体育協会若しくはその加盟団体が主催、共催又は主管する行事
 - イ 上記アのほか、公共団体又は公的団体が主催、共催又は主管する行事
 - ウ その他静岡市が公益上必要と認めた行事
- (2) 静岡市、静岡市教育委員会、指定管理者又は(公財)静岡市体育協会の加盟団体が行うスポーツ教室等

6 その他留意事項

- (1) この通知は、昨年度の御担当者あてに送付しています。担当者が代わっている場合は、新担当者への引継をお願いします。
- (2) データの入力に当たっては、別紙「データ入力手順」をよくお読みください。不明な点は下記の担当までお問い合わせください。
- (3) 申請が重複することのないように関係団体との事前調整をお願いします。
- (4) 第一希望から第三希望までの施設管理者が異なる場合には、それぞれ別個に申請してください。
- (5) データを格納したCDを郵送により提出する場合には、各団体の責任において、荷物追跡や割れ物指定をするなど十分な配慮をお願いします。
- (6) 提出書類を審査した結果、申請が承認されない場合があります。
- (7) 申請が承認された場合でも、台風等の災害や施設修繕などにより使用できなくなる場合があります。
- (8) 優先使用に係る許可書の発行及びキャンセル手続について
 - ア 原則として、承認された施設はすべて使用してください。
 - イ 予備日の使用は希望日に使用できなかった場合のみとし、希望日に使用できた場合は速やかにキャンセル手続をお願いします。

なお、予備日を予定していた行事以外の目的で使用することはできません。

- ウ 許可書の発行やキャンセル手続は、有度山総合公園運動施設、清水長崎新田スポーツ広場及び城北運動場で受付しています。承認された施設で手続をお願いします。
なお、許可書の発行は、発行月とその翌月の2ヶ月分を上限とさせていただきます。
- エ 許可書の記載内容については、必ずその場で確認するようお願いいたします。事後の変更、訂正、還付等はお受けしかねます。

【担当】

三幸株式会社 静岡支店
有度山総合公園運動施設 総括責任者 杉山 大輔
TEL 054-264-2722
清水長崎新田スポーツ広場 副総括責任者 渡辺 勝
TEL 054-344-3055